

議案第26号

佐野市生活改善センター条例の改正について

佐野市生活改善センター条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市生活改善センター条例の一部を改正する条例

佐野市生活改善センター条例（平成18年佐野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐野市田名網集落センターの項及び佐野市下牧農村生活センターの項を削る。

別表第2 第7項の表を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

佐野市田名網集落センター及び佐野市下牧農村生活センターを廃止するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第26号参考資料

佐野市生活改善センター条例の改正案 新旧対照表

| 現 行 | | 改 正 案 | | |
|-------------------------------|-------------------|-------------|------------|------------|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 佐野市田名網集落センター | 佐野市豊代町1158番地 | | | |
| 佐野市下牧農村生活センター | 佐野市牧町794番地1 | | | |
| 別表第2（第7条関係） | | 別表第2（第7条関係） | | |
| 1～6（略） | | 1～6（略） | | |
| 7 佐野市田名網集落センター及び佐野市下牧農村生活センター | | | | |
| 区分 | | 9時から13時まで | 13時から17時まで | 17時から22時まで |
| 会議室 | 入場料を徴収しない場合 | 550円 | 550円 | 1,100円 |
| | 入場料を徴収する場合 | 2,750円 | 2,750円 | 5,500円 |
| | 入場料が500円以下 のとき | | | |
| | 入場料が500円を超えると | 5,500円 | 5,500円 | 11,000円 |

| | | | | | |
|--------|--|---|-----------|------|------|
| | | き | | | |
| 和室 | | | 330円 | 330円 | 660円 |
| 調理実習室 | | | 1回につき550円 | | |
| 備考 (略) | | | 備考 (略) | | |